

平成20年4月21日
健康福祉事業本部
福祉部高齢社会対策課

委員意見（ひとりぐらし高齢者・高齢者のみの世帯への支援）

※第2回懇談会までに出た意見の要約

（1）支援の仕組みづくり

①高齢者のひとり暮らし同士のトラブル・障害者（高齢者）の支援

民生委員が訪問しても、困難ケースへの対応は難しい場合がある。様々な機関との連携によるフォローが必要。

②老々介護の実態調査と問題点の把握および支援

老々介護の実態調査を行い、問題点の把握をし、適切な支援体制を図る。

③高齢者二人暮らしの支援のあり方

ひとりぐらし高齢者だけではなく、高齢者のみの世帯への支援も必要である。

（2）施策（外出促進）

①施設利用の促進

ひとりぐらし高齢者は約2万人いるが、うち8割はひとりで外出ができる人と思われる。施設利用の促進を図るべき。しかし、現状は周知が足りていない状況である。

（3）施策（自宅等を訪問）

①民生委員による訪問

民生委員等の協力による積極的な訪問相談を行い、支援につなげる。

②地域における孤立化の防止

「地域包括支援センター」に民生委員・福祉専門カウンセラー・補助推進員（元気高齢者を活用）等により構成される地域見守りチームをつくる。

③うつ病対策

ひとりぐらし（日中独居者も共通）により、人とコミュニケーションを取る機会が著しく少ない状況を生む。そこから“うつ”を引き起こすことがある。

地域の中で、孤立させない支援が必要だ。

④安否確認のシステム

配食サービスとの兼業で安否確認できないか。

⑤電話によるサポート

高齢者福祉電話等の周知をはかるべき

（4）その他

①高齢者の住宅支援

区営、都営、公団住宅等、住まいへの支援策はあるものの、物件の絶対数が不足しているため、実際に入居できる人は限られてしまう。本当に困っている独居者等へ手を差し伸べることはできないか。